

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
○高知県収入証紙売りさばき人の指定 (会計企画課)	1
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止 (〃)	1
公告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	1
○土地改良区の定款変更の認可 (〃)	1
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港湾課)	1
高知県公営企業局告示	
○高知県立病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	2
高知県公安委員会規則	
○高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則 (5・29掲示)	2
○高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (〃)	2
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定 (6・1掲示)	2
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定(2件)	3
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定(2件)	3

告示

高知県告示第430号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成21年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市蓮池 字松ノ本	2445番1	5.05	30.00	

高知県告示第431号

高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。
平成21年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

吾川郡いの町枝川2889-6

山下 吉則

- 2 売りさばき所の所在地

高知市河ノ瀬町167 竹田ビル2階

- 3 指定年月日

平成21年6月2日

高知県告示第432号

売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

高知市南はりまや町一丁目1-1

株式会社四国銀行

取締役頭取 青木 章泰

- 2 廃止された売りさばき所の所在地及び名称

宿毛市平田町戸内1553-2

株式会社四国銀行宿毛支店平田出張所

- 3 廃止年月日

平成21年6月5日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所

(退任)

理事 寺尾 幸次	安芸郡北川村加茂	423
〃 西岡 洋	〃	21-2
〃 池田 一平	〃	314
〃 山嶋 丈	〃	野友 乙114
〃 田中査都志	〃	乙526-3
〃 濱氏 章彦	〃	乙223

〃 和田 一実	〃	長山	372
〃 濱渕 豊一	〃	柏木	274
〃 濱渕 康雄	〃	宗ノ上	87
監事 大寺 武久	〃	加茂	317
〃 山本 喜三	〃	長山	110-イ

(就任)

理事 山本 喜三	安芸郡北川村長山	110-イ
〃 西岡 洋	〃	加茂 21-2
〃 池田 一平	〃	314
〃 山嶋 丈	〃	野友 乙114
〃 田中査都志	〃	乙526-3

〃 高橋 康夫	〃	乙334
〃 和田 一実	〃	長山 372
〃 濱渕 豊一	〃	柏木 274
〃 濱渕 康雄	〃	宗ノ上 87
監事 大寺 武久	〃	加茂 317

〃 和田 拓司	〃	長山 543
---------	---	--------

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、北川土地改良区の定款の変更を平成21年6月1日に認可した。

平成21年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成21年6月12日

上ノ加江港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

高岡郡中土佐町上ノ加江字神谷70番2地先
木造船2隻(船名不明及び船舶番号不明)
小割り7台(木製)

- 2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に上ノ加江港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

- 3 港湾管理者的措置

上ノ加江港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

公営企業局告示

高知県公営企業局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年6月12日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

病院名	委託業者		委託期間
	所在地	名称	
高知県立安芸病院	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	株式会社 ニチイ学館	平成21年4月1日 から平成22年3月31日まで
高知県立幡多けんみん病院	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	株式会社 ニチイ学館	平成21年4月1日 から平成22年3月31日まで

公安委員会規則

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則をここに公布する。

平成21年5月29日(掲示済)

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

高知県公安委員会規則第9号

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）を施行するため、法及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(射撃競技用けん銃等の所持の許可の期間)

第2条 政令第4条第1項の規定により高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める法第4条第1項第4号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第4項の規定による許可の期間は、2年とする。

(教習資格認定証の有効期間)

第3条 政令第6条の3第2項の規定により公安委員会が定める法第9条の5第2項の規定による教習資格認定証の有効期間

は、3月とする。
(医師の指定)

第4条 法第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
政令第5条の2第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第3号若しくは第4号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師
政令第5条の2第3号に掲げる病気にかかっている者	当該病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症（以下この表において「認知症」という。）である者	認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

- 2 前項の医師の指定の期間は、当該指定の日から3年とする。ただし、再指定を妨げない。
- 3 公安委員会は、第1項の医師の指定をしたときは、その旨及び当該医師の氏名その他必要な事項を告示するものとする。(公安委員会に対する申出等)
- 第5条** 公安委員会は、法第29条第1項の規定に基づく申出（以下この条において「申出」という。）を直接受理するほか、高知県警察職員（次項において「職員」という。）に受理させることができる。
- 2 前項の規定に基づき申出を受理した職員は、当該申出に係る事項を速やかに公安委員会に報告するものとする。
- 3 公安委員会は、受理した申出について必要があると認めるときは、高知県警察本部長（以下「本部長」という。）に当該申出に係る事実関係の調査を行うよう指示することができる。
- 4 前項の規定に基づく指示を受けた本部長は、速やかに必要な調査を行い、その結果を公安委員会に報告するものとする。
- 5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該調査が不十分であると認めるときは、本部長に再度必要な調査を行うよう指示することができる。
- 6 前項の規定に基づく指示を受けた場合の調査及び報告については、第4項の規定を準用する。
- 7 公安委員会は、申出に係る事項の調査の結果、当該申出の内

容が事実であると認めるときは、本部長に適当な措置を執ることを指示するものとする。

8 前項の規定による指示を受けた本部長は、速やかに適当な措置を執るものとする。

(委任)

第6条 この規則を施行するために必要な事務手続については、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。(射撃競技の用途に供するけん銃等の許可の期間等を定める規則の廃止)
- 2 射撃競技の用途に供するけん銃等の許可の期間等を定める規則（昭和53年高知県公安委員会規則第20号）は、廃止する。

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日(掲示済)

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

高知県公安委員会規則第10号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3及び高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項の規定により、同法第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成21年6月1日(掲示済)

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号若しくは第4号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日

竹島 強	岡豊病院	南国市岡豊町小蓮 689番地	平成21年6月 1日
永野 修	渡川病院	四万十市具同2278番 地1	平成21年6月 1日
岩村 久	芸西病院	安芸郡芸西村和食甲 4268番地	平成21年6月 1日

2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に掲げる病気にかかっている者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
河合 加与子	こどもクリニック ケロちゃん	高知市鵜来巣11番38 -10号	平成21年6月 1日
永野 修	渡川病院	四万十市具同2278番 地1	平成21年6月 1日
岩村 久	芸西病院	安芸郡芸西村和食甲 4268番地	平成21年6月 1日

3 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
竹島 強	岡豊病院	南国市岡豊町小蓮 689番地	平成21年6月 1日
永野 修	渡川病院	四万十市具同2278番 地1	平成21年6月 1日
岩村 久	芸西病院	安芸郡芸西村和食甲 4268番地	平成21年6月 1日

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年6月12日
高知県収用委員会会長 岩村 直彦

1 起業者の名称
国土交通大臣

2 事業の種類
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畠字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで)

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畠地内

内まで)
3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畠地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
高川	1502番 原割 25	原野	原野	39m ²	41.73m ²	41.73m ²

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 吉永平吉
- 5 土地に関する権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年5月27日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成21年6月12日
高知県収用委員会会長 岩村 直彦

1 起業者の名称
国土交通大臣

2 事業の種類
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畠字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで)

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畠地内

		地目	地積	裁決手続の開始を

<table border="1"> <thead> <tr> <th>字</th><th>地番</th><th>登記簿</th><th>現況</th><th>登記簿</th><th>実測</th><th>決定した土地の面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高川原割</td><td>1501番 66</td><td>原野</td><td>原野</td><td>393m²</td><td>420.52m²</td><td>388.44m²</td></tr> </tbody> </table> <p>収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。 （「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）</p> <p>4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 高知市春野町西畠地内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">字</th><th rowspan="2">地番</th><th colspan="2">地目</th><th colspan="2">地積</th><th rowspan="2">裁決手続の開始を決定した土地の面積</th></tr> <tr> <th>登記簿</th><th>現況</th><th>登記簿</th><th>実測</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高川原割</td><td>1501番 66</td><td>原野</td><td>原野</td><td>393m²</td><td>420.52m²</td><td>2.91m²</td></tr> </tbody> </table> <p>使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。 （「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）</p> <p>5 土地所有者の住所及び氏名 不明。ただし、登記簿表題部所有者 住所不明 横川孫吉</p> <p>6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類 なし</p> <p>7 裁決手続の開始を決定した年月日 平成21年5月27日</p> <p>~~~~~</p> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。</p> <p>平成21年6月12日</p> <p>高知県収用委員会会長 岡村 直彦</p> <p>1 起業者の名称 国土交通大臣</p>	字	地番	登記簿	現況	登記簿	実測	決定した土地の面積	高川原割	1501番 66	原野	原野	393m ²	420.52m ²	388.44m ²	字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積	登記簿	現況	登記簿	実測	高川原割	1501番 66	原野	原野	393m ²	420.52m ²	2.91m ²	<p>2 事業の種類 一級河川仁淀川水系波介川改修工事（波介川河口導流事業・高知市春野町西畠字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで）</p> <p>3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 高知市春野町西畠地内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">字</th><th rowspan="2">地番</th><th colspan="2">地目</th><th colspan="2">地積</th><th rowspan="2">裁決手続の開始を決定した土地の面積</th></tr> <tr> <th>登記簿</th><th>現況</th><th>登記簿</th><th>実測</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行弘割</td><td>1505番 へ</td><td>原野</td><td>原野</td><td>294m²</td><td>314.58m²</td><td>98.34m²</td></tr> </tbody> </table> <p>収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。 （「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）</p> <p>4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 高知市春野町西畠地内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">字</th><th rowspan="2">地番</th><th colspan="2">地目</th><th colspan="2">地積</th><th rowspan="2">裁決手續の開始を決定した土地の面積</th></tr> <tr> <th>登記簿</th><th>現況</th><th>登記簿</th><th>実測</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行弘割</td><td>1505番 へ</td><td>原野</td><td>原野</td><td>294m²</td><td>314.58m²</td><td>2.24m²</td></tr> </tbody> </table> <p>使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。 （「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）</p> <p>5 土地所有者の住所及び氏名 不明。ただし、登記簿表題部所有者 住所不明 野村熊吉</p> <p>6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類 なし</p> <p>7 裁決手続の開始を決定した年月日</p>	字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積	登記簿	現況	登記簿	実測	行弘割	1505番 へ	原野	原野	294m ²	314.58m ²	98.34m ²	字	地番	地目		地積		裁決手續の開始を決定した土地の面積	登記簿	現況	登記簿	実測	行弘割	1505番 へ	原野	原野	294m ²	314.58m ²	2.24m ²	平成21年5月27日
字	地番	登記簿	現況	登記簿	実測	決定した土地の面積																																																																
高川原割	1501番 66	原野	原野	393m ²	420.52m ²	388.44m ²																																																																
字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積																																																																
		登記簿	現況	登記簿	実測																																																																	
高川原割	1501番 66	原野	原野	393m ²	420.52m ²	2.91m ²																																																																
字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積																																																																
		登記簿	現況	登記簿	実測																																																																	
行弘割	1505番 へ	原野	原野	294m ²	314.58m ²	98.34m ²																																																																
字	地番	地目		地積		裁決手續の開始を決定した土地の面積																																																																
		登記簿	現況	登記簿	実測																																																																	
行弘割	1505番 へ	原野	原野	294m ²	314.58m ²	2.24m ²																																																																